

(目的)

第1条 この規則は、瀬戸内町企業立地等促進条例(平成27年瀬戸内町条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(常時雇用される者)

第2条 条例第2条第5号でいう「規則で定めるもの」とは、雇用契約に基づき常時勤務をして毎月給与の支払を受けている者で、次の各号のいずれかにも該当しないものとする。

- (1) 期限付臨時雇用者(1年未満で期限を定めて雇用される者をいう。)
- (2) 季節従業員(特定の季節に限り雇用される者をいう。)
- (3) パートタイマー(1日、1週間、1ヶ月の労働時間が当該事業所の一般従業員の所定労働時間よりも短い契約内容をもって、雇用される者をいう。)
- (4) 前3号に掲げる者のほか、これらに準じる形態で雇用される者
- (5) 企業者の3親等内の者

(設備投資額)

第3条 条例第2条第6号の「設備投資額」は、企業施設に供する用地の取得、企業施設の設置、企業施設の設置と併せて行う機械設備及び付属施設の取得に要する経費の合計額並びに町長が特に必要と認める経費をいう。

(便宜供与)

第4条 条例第3条第2項の「便宜の供与」とは、企業施設用地の斡旋及び道路、用排水施設等の設備の促進に努めるとともに、労務の斡旋等につき協力することをいう。

(増加する新規地元雇用者)

第5条 条例第4条第3号の「増加する新規地元雇用者」は、新たな企業施設について、当該企業施設の操業開始後1年以内において雇用される者から、当該企業施設の設置に伴い町内既企業施設の従業員が配置転換、解雇等によって減員となった者を控除した数が3人以上の新規地元雇用者とする。

(企業等用地取得助成金の交付対象面積)

第6条 条例第5条第1号に規定する用地取得助成金の算定に用いる土地の面積は、当該企業等の建物の延面積に10分の50を乗じて得た面積の範囲内とする。

(指定の申請)

第7条 条例第7条に規定する指定を受けようとする企業者は、指定企業者申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、当該企業施設の新設又は増設の工事着手後、60日以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 定款及び法人登記簿謄本
- (3) 最近2期分の事業報告書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(指定等の決定通知)

第8条 町長は、前条の指定申請書を受理し、条例第4条の規定に適合するものと認められたときは指定を行い、当該申請者に対し、指定可否決定通知書(別記第3号様式)を交付する。

(指定企業者としての期間)

第9条 指定企業者としての期間は、前条の規定により指定を受けた日から助成措置が終了した日の属する瀬戸内町会計年度の翌年度4月1日から起算して3年を経過する日までとする。

(操業開始届)

- 第10条 前条の規定により指定を受けた企業者(以下「指定企業者」という。)は、当該企業の操業を開始したときは、当該操業を開始した日から20日以内に操業開始届(別記第4号様式)を町長に提出しなければならない。
(助成金の交付申請等)
- 第11条 助成金の交付及び奨励金の支給を受けようとする指定企業者は、次に定める様式を町長に提出しなければならない。
- (1) 企業等用地取得助成金、企業施設設置奨励金及び緑化奨励金 助成金交付・奨励金支給申請書(別記第5号様式)
 - (2) 事業所賃借料助成金及び通信回線使用料助成金 事業所賃借料・通信回線使用料助成金支給申請書(別記第6号様式)
 - (3) 雇用促進奨励金、研修助成金 雇用促進奨励金・研修助成金支給申請書(別記第7号様式)
- 2 前項に規定する申請は、次に定める期間内に行わなければならない。
- (1) 前項第1号の申請 企業の操業開始後1年を経過した日から30日以内。ただし、当該操業開始後1年を経過した日以後に企業用地を取得した指定企業者については第8条の指定書を受けたときから30日以内。
 - (2) 前項第2号の申請 毎年5月末日及び11月末日まで
 - (3) 前項第3号の申請 初年度(企業の操業開始の日から1年を経過した日までをいう。)第2年度(初年度の終了の日の翌日から1年を経過した日までをいう。)及び第3年度(第2年度の終了の日の翌日から1年を経過した日までをいう。)ごとにそれぞれ当該年度の終了する日から30日以内。
- 3 助成金の交付の申請は、条例第7条の指定を受けた企業ごとに1回限りとする。ただし、前項第2号及び3号の申請は、この限りでない。
(助成金の交付等の決定通知)
- 第12条 町長は前条の申請書を受理したときは、これを審査の上、助成金の交付等の可否を決定し、次に定める様式により、申請者に通知するものとする。
- (1) 企業等用地取得助成金、企業施設設置奨励金及び緑化奨励金 助成金交付・奨励金支給可否決定通知書(別記第8号様式)
 - (2) 事業所賃借料助成金及び通信回線使用料助成金 事業所賃借料・通信回線使用料助成金支給可否決定通知書(別記第9号様式)
 - (3) 雇用促進奨励金、研修助成金 雇用促進奨励金・研修助成金支給可否決定通知書(別記第10号様式)
- (助成金等の請求)
- 第13条 前条の規定により助成金の交付等の決定通知を受けた指定企業者は、次に定める様式に前条の交付等の決定通知書の写しを添えて町長に提出しなければならない。
- (1) 企業等用地取得助成金、企業施設設置奨励金及び緑化奨励金 助成金・奨励金請求書(別記第11号様式)
 - (2) 事業所賃借料助成金及び通信回線使用料助成金 事業所賃借料・通信回線使用料助成金請求書(別記第12号様式)
 - (3) 雇用促進奨励金、研修助成金 雇用促進奨励金・研修助成金請求書(別記第13号様式)
- (助成金の交付等の時期)
- 第14条 助成金の交付等は、第11条の規定により交付及び支給を決定した日の属する瀬戸内町会計年度又はその翌年度に行うものとする。
(助成金の交付額の変更)
- 第15条 町長は、既に決定した助成金の計算の基礎となった設備投資額について、変更が生じたときは、助成金の額を変更することができる。
(地位の承継の届出等)
- 第16条 条例第8条に規定する承継の届け出は、事業承継届(別記第14号様式)により行わなければならない。
- 2 町長は、前項の事業承継届を受理したときは、その内容を審査の上、承継の可否を決定し、事業承継可否決定通知書(別記第15号様式)により申請書に通知するものとする。
(指定取消等の通知)
- 第17条 町長は、条例第10条の規定に基づく指定の取消等を決定したときは、速やかに指定取消通知書(別記第16号様式)により当該指定企業者に対してその旨を通知するものとする。
- 2 条例第10条の規定により既に交付した助成金及び支給した奨励金の返還を命ずるときは、助成金・奨励金返還命令書(別記第17号様式)により行うものとする。
(報告及び調査ができる期間)

第18条 条例第9条の報告を求め、又は実地に調査をすることができる期間は、第8条の指定企業者として指定を受けた日から、助成措置が終了した日の属する瀬戸内町会計年度の翌年度4月1日から起算して3年を経過する日までとする。

(届出)

第19条 第12条の規定により助成金の交付等の決定通知を受けた指定企業者は、次の表の左欄に掲げる場合に該当したときは、それぞれ同表の右欄に掲げる届出書を、速やかに町長に提出しなければならない。

区分	届出書
指定関係書類の記載事項に変更があったとき	指定計画変更届 (別記第18号様式)
企業施設等の設置が完了したとき	企業施設設置完了届 (別記第19号様式)
指定企業等の事業の休止又は廃止があったとき	操業休止・廃止届 (別記第20号様式)

(帳簿等の整備)

第20条 助成金の交付を受けた指定企業者は、助成金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間は関係書類を整備し、保存しなければならない。

(端数処理)

第21条 条例第5条の規定に基づき算定した助成金の額に、10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

瀬戸内町長 殿

所在地

会社名

代表者

印

電話 ()

指 定 企 業 者 申 請 書

瀬戸内町企業立地等促進条例第7条に規定する指定を受けたいので、同条施行規則第7条の規定により、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

所 在 地	
企 業 名	
代 表 者 名	
雇 用 者 数	人
業 種 及 び 事 業 概 要	
受けようとする助成措置	<ul style="list-style-type: none">・企業等用地取得助成金・事業所賃借料助成金・企業施設設置奨励金・通信回線使用料助成金・雇用促進奨励金・研修助成金・緑化奨励金

添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 定款及び法人登記簿謄本
- (3) 最近2期分の事業報告書
- (4) その他町長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

事業計画書

1 計画の概要

目的				
所在地				
用地	用途地域		取得 賃借開始日	年 月 日
規模	土地	㎡	建物	取得 ㎡
				賃借 ㎡
事業費	取得 千円			
	賃借 千円（年額・月額）			
造成工事期間	着手（予定）	年 月 日	完成（予定）	年 月 日
建築工事期間	着手（予定）	年 月 日	完成（予定）	年 月 日
操業開始予定年月日		年 月 日		
雇用者予定数 （操業開始時）		人 （うち新規地元雇用者数 人）		
立地協定締結年月日		年 月 日		

2 設備投資額の内訳

(1) 用地

ア 取得経費

所在地	面積（㎡）	単価（円）	取得予定額（千円）	備考
合計				

イ 造成経費

所在地	面積 (㎡)	単価 (円)	造成予定額 (千円)	工事完成予定年月日
合計				

(2) 建物

種類	構造	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	概算建築費 概算賃借費 (千円)	備考
事務所					
研究所					
工場					
倉庫					
更正施設					
その他					
合計					

(3) 付属施設

名称	構造	仕様	数量	取得予定額	備考
合計					

(4) 機械設備

名称	仕様	数量	取得予定額	備考

合	計				
---	---	--	--	--	--

3 事業費の内訳

区 分	内 訳		金 額 (千円)
用 地	取 得	m ²	
	造 成	m ²	
建 物	取 得 賃 借		
付 属 施 設			
機 械 設 備	取 得 賃 借		
そ の 他			
合 計			

4 資金計画

自 己 資 金	借 入 金	そ の 他	合 計
千円	千円	千円	千円

5 借入金の調達計画

調 達 方 法	融 資 制 度 名	年 度		年 度		年 度	
		千円	%	千円	%	千円	%
		千円	%	千円	%	千円	%
		千円	%	千円	%	千円	%

		千円	%	千円	%	千円	%
		千円	%	千円	%	千円	%
合	計	千円	%	千円	%	千円	%

6 雇用計画

(1) 新規地元雇用者及び職種別人員計画（操業開始時）

性別	雇用区分			職種別人員				備考
	新規地元雇用者	臨時	計	事務職	技術職	その他	計	
男	人	人	人	人	人	人	人	
女	人	人	人	人	人	人	人	
合計	人	人	人	人	人	人	人	

(2) 将来計画

区分	初年度（操業開始時を含む）	第2年度	第3年度
雇用者予定総数 （うち新規地元雇用者数）	人 (人)	人 (人)	人 (人)

7 電力、用水、排水等の計画

電力		(KW/h)		
燃料	種類		量（単位）	
	種類		量（単位）	
	種類		量（単位）	
	種類		量（単位）	
用水	種類		量（t/日）	
	種類		量（t/日）	

		種 類	量 (t/日)
排 水	事 業 系		(t/日)
	生 活 雑 排		(t/日)
<p>操業開始時以降拡張計画を予定している場合は、その根拠を明示すること。</p>			

8 生産計画

区分	初年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
主な生産品目 主な取扱業務内容					
生産量(単位)					
生産額(千円) 売上額(千円)					

9 緑化計画

(1) 全体計画

用地面積	緑化面積	緑化経費
㎡	㎡	㎡

(2) 緑化の内訳

緑化区分	面積(㎡)	緑化の内容
芝・地被緑化		
高木緑化		
低木緑化		
合計		

(添付書類)

- 1 位置図, 配置図及び平面図
- 2 資金計画を証する書類

第3号様式（第8条関係）

瀬 企 第 号

平 成 年 月 日

会社名

代表者名 様

瀬戸内町長 印

指 定 可 否 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで申請のあった指定企業者の指定については、次のとおり決定したので、瀬戸内町企業立地等促進条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

決 定 内 容	指 定 ・ 否 認 定
否認定の理由	
指定の条件 1 指定企業者としての期間は、助成措置が終了した日の属する瀬戸内町会計年度の翌年度4月1日から起算して3年を経過する日までとする。 2 指定企業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。 (1) 指定の要件を欠くこととなったとき。 (2) 助成金の交付後、3年以内に事業の廃止又は休止を行ったとき。 (3) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。 (4) 報告の求めに応じなかったとき、又は調査を拒否したとき。 (5) その他町長が不相当と認めたとき。	



第4号様式(第10条関係)

第4号様式（第10条関係）

平成 年 月 日

瀬戸内町長 殿

所在地
会社名
代表者 ①

操 業 開 始 届

平成 年 月 日付け瀬企第 号で指定企業者の指定を受けた企業の操業を開始したので、瀬戸内町企業立地等促進条例施行規則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

所 在 地	
企 業 名	
代 表 者 氏 名	
企 業 施 設 設 置 工 事	年 月 日 完成
操 業 開 始 年 月 日	年 月 日

操業開始日時の雇用者数

(うち新規地元雇用者数

人)

第5号様式(第11条関係)

第5号様式（第11条関係）

平成 年 月 日

瀬戸内町長 殿

所在地
会社名
代表者 印

助成金交付・奨励金支給申請書

（企業等用地取得助成金・企業施設設置奨励金・緑化奨励金）

平成 年 月 日付け瀬企第 号で指定企業者の指定を受けましたが、瀬戸内町企業立地等促進条例第3条第1号、第2号及び第4号に規定する助成金の交付及び奨励金の支給を受けたいので、同条例施行規則第11条の規定により、下記のとおり申請します。

記

企業等用地取得助成金	企業施設設置奨励金	緑化奨励金	合計
円	円	円	円

算出の根拠は別紙1のとおり

（添付書類）

- 1 指定可否決定通知書の写し

- 2 用地取得に係る売買契約書の写し、及び領収書の写し
- 3 従業員名簿
- 4 操業開始時の設備投資額を証する書類
- 5 固定資産台帳の写し
- 6 緑化実績を明らかにする書類
- 7 その他町長が必要と認める種類

別紙 1

1 助成金の交付・奨励金の支給申請明細

操業開始時の助成措置対象経費	用地費	取得経費	円 (用地面積	m ²)	
		造成経費	円 (造成面積	m ²)	
		建物延べ面積に10分の50を乗じて得た面積及び用地相当額		円 (造成面積	m ²)
		対象取得経費		円	
	企業施設設置費	事務所	円 (床面積	m ²)	
		研究所	円 (床面積	m ²)	
		工場	円 (床面積	m ²)	
		倉庫	円 (床面積	m ²)	
		厚生施設	円 (床面積	m ²)	
		その他	円 (床面積	m ²)	
		対象取得経費		円	
	緑化費	芝・地被緑化	m ²		
		高木緑化	m ²		
		低木緑化	m ²		
		対象取得経費	円 (m ²)	

	合	計	

2 操業開始時の設備投資額の内訳

(1) 用地

ア 取得経費

所在地	面積 (㎡)	単価 (円)	取得額 (円)	取得年月日
合計				

イ 造成経費

所在地	面積 (㎡)	単価 (円)	造成経費 (円)	取得年月日
合計				

(2) 建物

種類	構造	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	建築費 (円)	取得年月日
事務所					
研究所					
工場					
倉庫					

厚生施設					
その他					
合計					

(3) 付属施設

名 称	構 造	仕 様	数 量	取得額 (円)	取得年月日
合 計					

(4) 機械設備

名 称	構 造	仕 様	数 量	取得額 (円)	取得年月日
合 計					

(5) 緑化整備

用地面積 (㎡)	緑化面積 (㎡)	緑化経費 (円)	工事完成年月日
合 計			

第6号様式(第11条関係)

第6号様式（第11条関係）

平成 年 月 日

瀬戸内町長 殿

所在地

会社名

代表者

㊟

事業所賃借料・通信回線使用料助成金支給申請書

平成 年 月 日付け瀬企第 号で指定企業者の指定を受けましたが、瀬戸内町企業立地等促進条例第3条第5号及び第6号に規定する助成金の支給を受けたいので、同条例施行規則第11条の規定により、下記のとおり申請します。

記

対象期間

（ 年 月 日～ 年 月 日）

事業所賃借料助成金	通信回線使用料助成金	合 計
円	円	円

（添付書類）

- 1 指定可否決定通知書の写し
- 2 事業所賃借料の支払を証する書類の写し
- 3 通信回線使用料の支払を証する書類の写し

第7号様式(第11条関係)

第7号様式（第11条関係）

平成 年 月 日

瀬戸内町長 殿

所在地

会社名

代表者

㊟

雇用促進奨励金・研修助成金支給申請書

平成 年 月 日付け瀬企第 号で指定企業者の指定を受けましたが、瀬戸内町企業立地等促進条例第3条第3号及び第7号に規定する奨励金及び助成金の支給を受けたいので、同条例施行規則第11条の規定により、下記のとおり申請します。

記

年 度 区 分	雇 用 促 進 奨 励 金
<input type="checkbox"/> 初年度（ 年 月～ 年 月）	円
<input type="checkbox"/> 第2年度（ 年 月～ 年 月）	
<input type="checkbox"/> 第3年度（ 年 月～ 年 月）	

年 度 区 分	研 修 助 成 金
<input type="checkbox"/> 初年度（ 年 月～ 年 月）	円
<input type="checkbox"/> 第2年度（ 年 月～ 年 月）	

□第3年度（ 年 月～ 年 月）

算出の根拠は別紙2のとおり。

（添付書類）

- 1 指定可否決定通知書の写し
- 2 新規地元雇用の雇用状況を証する雇用保険加入者一覧表
- 3 研修を受けた者の氏名・住所・採用年月日を記した一覧表

第8号様式(第12条関係)

第8号様式（第12条関係）

瀬 企 第 号
平成 年 月 日

会社名

代表者 殿

瀬戸内町長 印

助成金交付・奨励金支給可否決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった助成金の交付及び奨励金の支給については、次のとおり決定したので、瀬戸内町企業立地等促進条例施行規則第12条の規定により通知します。

記

企業等用地取得助成金	企業施設設置奨励金	緑化奨励金	合計
円	円	円	円
却下又は減額決定の理由			
交付及び支給の条件			
1 指定企業者の指定を取り消したときは、助成金の交付及び奨励金の支給を行わず、又			

は既に交付した助成金及び支給した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

2 条件

第9号様式(第12条関係)

第9号様式（第12条関係）

瀬 企 第 号
平 成 年 月 日

会社名

代表者 殿

瀬戸内町長 印

事業所賃借料・通信回線使用料助成金支給可否決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった助成金の支給については、次のとおり決定したので、瀬戸内町企業立地等促進条例施行規則第12条の規定により通知します。

記

事業所賃借料助成金 年度 (年 月～ 年 月)	支給決定額 円
通信回線使用料助成金 年度 (年 月～ 年 月)	支給決定額 円
却下又は減額決定の理由	
交付及び支給の条件	

1 指定企業者の指定を取り消したときは、助成金の支給を行わず、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

2 条件

第10号様式（第12条関係）

瀬 企 第 号
平 成 年 月 日

会社名

代表者 殿

瀬戸内町長 印

雇用促進奨励金・研修助成金支給可否決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった助成金及び奨励金の支給については、次のとおり決定したので、瀬戸内町企業立地等促進条例施行規則第12条の規定により通知します。

記

年度雇用促進奨励金 (年 月～ 年 月)	支給決定額 円
年度研修助成金 (年 月～ 年 月)	支給決定額 円
却下又は減額決定の理由	
交付及び支給の条件	
1 指定企業者の指定を取り消したときは、助成金及び奨励金の支給を行わず、又は既に支	

給した助成金及び奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

2 条件

第11号様式（第13条関係）

平成 年 月 日

瀬戸内町長 殿

所在地
会社名
代表者 ⑩

助成金・奨励金請求書

平成 年 月 日付け瀬企第 号で助成金交付・奨励金支給の決定を受けたので、瀬戸内町企業立地等促進条例施行規則第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額	一金 円也		
請求金額の内訳			
企業等用地取得助成金	企業施設設置奨励金	緑化奨励金	合計
円	円	円	円

（口座振替依頼書）

金融機関名	
本・支店等名	
預金種目	
口座番号	

フリガナ 口座名義人	
---------------	--

(添付書類)

助成金交付・奨励金支給可否決定通知書の写し

第12号様式（第13条関係）

平成 年 月 日

瀬戸内町長 殿

所在地
会社名
代表者 ⑩

事業所賃借料・通信回線使用料助成金請求書

平成 年 月 日付け瀬企第 号で助成金支給の決定を受けたので、瀬戸内町企業立地等促進条例施行規則第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額	一金 円也	
請求金額の内訳		
事業所賃借料助成金 年度 (月～ 月)	通信回線使用料助成金 年度 (月～ 月)	合 計
円	円	円

〈口座振替依頼書〉

金融機関名	
本・支店等名	

預金種目	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

(添付書類)

事業所賃借料・通信回線使用料助成金支給可否決定通知書の写し

第13号様式（第13条関係）

平成 年 月 日

瀬戸内町長 殿

所在地

会社名

代表者

⑩

雇用促進奨励金・研修助成金請求書

平成 年 月 日付け瀬企第 号で助成金及び奨励金支給の決定を受けたので、瀬戸内町企業立地等促進条例施行規則第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額	<input type="checkbox"/> 雇用促進奨励金 一金 _____ 円也 <input type="checkbox"/> 研修助成金 一金 _____ 円也 合計 一金 _____ 円也
該当年度	雇用促進奨励金 年度（ 年 月～ 年 月） 研修助成金 年度（ 年 月～ 年 月）

（口座振替依頼書）

金融機関名	
本・支店等名	
預金種目	
口座番号	

フリガナ 口座名義人	
---------------	--

(添付書類)

雇用促進奨励金・研修助成金支給可否決定通知書の写し

第14号様式（第16条関係）

平成 年 月 日

瀬戸内町長 殿

所在地
承継者 会社名
代表者 ①

事業承継届

平成 年 月 日付け瀬企第 号で指定企業者の指定を受けた企業の事業を承継したので、瀬戸内町企業立地等促進条例施行規則第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

企 業 名	
承 継 年 月 日	年 月 日
被 承 継 者	
承 継 の 内 容	
承 継 の 理 由	

（添付書類）

承継の事実を証する書類

第 15 号様式 (第 16 条関係)

瀬 企 第 号
平成 年 月 日

会社名

代表者 殿

瀬戸内町長 ㊟

事業承継可否決定通知書

平成 年 月 日付けで届出があった指定企業者の承継については、次のとおり決定したので、瀬戸内町企業立地等促進条例施行規則第16条の規定により通知します。

記

決定の内容	承認 ・ 否認定
否認定の理由	
承継の条件 1 承継者としての地位は、非承継者の事業を継続する場合に限る。 2 承継者としての期間は、瀬戸内町企業立地等促進条例施行規則第9条に規定する指定	

企業者の期間の残存する期間とする。

第16号様式（第17条関係）

瀬企第 号
平成 年 月 日

会社名

代表者 殿

瀬戸内町長 印

指定取消通知書

平成 年 月 日付け瀬企第 号で決定した指定企業者の指定については、瀬戸内町企業立地等促進条例第10条の規定により、次のとおり取り消したので、同条施行規則第17条の規定により通知します。

記

取消年月日	年 月 日
取消の理由	



第 17 号様式 (第 17 条関係)

瀬 企 第 号
平 成 年 月 日

会社名

代表者 殿

瀬戸内町長 印

助成金・奨励金返還命令書

平成 年 月 日付け瀬企第 号で指定企業者の指定を取り消したので、瀬戸内町企業立地等促進条例第10条の規定により、次のとおり、交付した助成金及び支給した奨励金の返還を命ずる。

記

助成金・奨励金	返還金 (円)	算 出 明 細
企業等用地取得助成金		
企業施設設置奨励金		
雇用促進奨励金		
緑 化 奨 励 金		
事業所賃借料助成金		

通信回線使用料助成金		
研 修 助 成 金		
合 計		

第 18 号様式 (第 19 条関係)

平成 年 月 日

瀬戸内町長 殿

所在地

会社名

代表者

㊟

指 定 計 画 変 更 届

平成 年 月 日付け瀬企第 号で指定企業者の指定を受けた事業計画を変更したいので、瀬戸内町企業立地等促進条例施行規則第19条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

所 在 地	
企 業 名	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

変 更 申 出	
---------	--

(添付書類)

計画の変更が明らかになる書類（第2号様式の事業計画書により、計画変更を明らかにすること。）

第 19 号様式 (第 19 条関係)

平成 年 月 日

瀬戸内町長 殿

所在地
会社名
代表者 ⑩

企業施設設置完了届

平成 年 月 日付け瀬企第 号で指定企業者の指定を受けた企業の施設設置工事が完了したので瀬戸内町企業立地施行規則第19条の規定により次のとおり届け出ます。

記

所在地	
企業名	
用地取得年月日	年 月 日
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
操業開始予定年月日	年 月 日

第20号様式（第19条関係）

平成 年 月 日

瀬戸内町長 殿

所在地

会社名

代表者

③

操業休止・廃止届

平成 年 月 日付け瀬企第 号で指定企業者の指定を受けた企業の操業を
休止・廃止したので、瀬戸内町企業立地促進条例施行規則第19条の規定により次のとおり
届け出ます。

記

所 在 地	
企 業 名	
休 止 ・ 廃 止 年 月 日	年 月 日
休 止 ・ 廃 止 の 理 由	

今後の見通し